

旧寄中学校利活用に関する提言書 (案)

令和 2 年 3 月

旧寄中学校利活用検討委員会

目 次

I．はじめに	．．．．	1
II．利活用に関する提言	．．．．	2
1．基本的な考え方	．．．．	2
2．期待される利活用	．．．．	2
3．期待される運営主体と運営方法	．．．．	4
4．課題・懸念事項	．．．．	5
III．資料	．．．．	6
【資料1】対象施設	．．．．	6
【資料2】校舎平面図	．．．．	7
【資料3】施設の概要	．．．．	8
【資料4】旧寄中学校利活用検討委員会の検討経過	．．．．	9
【資料5】旧寄中学校利活用検討委員会設置要綱	．．．．	10
【資料6】旧寄中学校利活用検討委員会 委員名簿	．．．．	12

I. はじめに

寄中学校は、昭和 22 年 5 月 5 日に村立寄中学校として開校し、昭和 30 年 4 月 1 日に松田町と寄村が合併して、松田町立寄中学校に改称され、開校以来 72 年間にわたり、2,380 名の卒業生を送り出し、寄地域の子どもの貴重な教育施設のひとつとして使用されてきました。

しかしながら、生徒数の減少を踏まえ、平成 31 年 4 月から新生・松田中学校が開校することに伴い、寄中学校は平成 31 年 3 月 31 日に閉校となり、その後は校舎の活用がされない状態になっておりました。

旧寄中学校の現在の校舎は、昭和 61 年 2 月に完成し、33 年が経過していますが、建物構造上もまだまだ使用できる状態にあります。

寄地域の象徴でもあった寄中学校は、地域の熱い想いと熱意に支えられ、寄地域全体で守り育ててきた貴重な財産でもあり、利活用されないままになることは、寄地域にとって、また、町にとっても、多大な損失になると思われます。

校舎という町の貴重な財産を、地域の活性化や賑わいの創出といった寄地域の有効的な資源として活用するため、その利活用の方向性について調査・検討し、その検討結果を町へ提言する組織として、「旧寄中学校利活用検討委員会」が設置されました。本検討委員会では、令和元年 12 月から令和 2 年 3 月まで、計●回の会議を行い、旧寄中学校の利活用について検討してきました。

寄地域は、豊かな自然による観光資源に溢れており、また、様々なお祭りや行事が行われていることから、他の地域にはないすぐれた資源、人材、組織などのポテンシャルを有する地域です。その寄地域の特性を活かし、旧寄中学校の利活用がされることは、まちづくりに欠かせないものであります。

この提言書は、学校という公共財産が、再び、地域の特長を活かした活動拠点として有効活用されるよう、利活用の方向性をまとめたものです。

この提言書を基本として、寄地域の活性化に繋がる利活用が展開されることを祈念いたします。

Ⅱ．利活用に関する提言

1．基本的な考え方

旧寄中学校は、松田町の貴重な財産であり、かつ寄地域の象徴となる建物のひとつであることから、学校施設の設置されている環境、及び寄地域の特性や課題を踏まえ、有効的な活用を検討することで、地域の活性化、地域コミュニティの形成、プロモーションによる交流人口・関係人口の増加など、活力のある地域づくりに繋がるための拠点となるよう、その利活用方法について検討したものです。

2．期待される利活用

旧寄中学校の利活用を検討するにあたり、町内外へのアンケートによる利活用方法の提案内容、寄小学校児童からの提案、全国の閉校施設の活用事例などを参考にしながら検討を行い、以下のとおり取りまとめました。

(1) 寄地域に貢献し、地域活力を向上させる利活用であること

①地域学習の拠点としての利活用

生涯学習や社会教育活動の拠点として活用していくことで、地域の子供たちの学習や活動が生まれるとともに、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の地域学習に寄与する利活用であること。

②地域住民のコミュニティ機能を有する利活用

子どもをはじめとした地域の人が、気軽に集まることができる交流スペースを提供することで、憩いの場としての地域コミュニティが形成され、新たな交流が生まれる。それにより、地域で子ども達を見守り育てる気運が高まるなど、コミュニティによる地域づくりに寄与する利活用であること。

(2) 寄地域の活性化に繋がる利活用であること

①地域体験の拠点としての利活用

寄地域にある様々な団体・個人と連携し、自然などの観光資源や行事を

活かしたイベントやツアーなどを実施するとともに、旧寄中学校をイベント参加者の休憩所や宿泊場所のひとつとして活用するなど、地域との交流を踏まえた利活用であること。

ただし、宿泊を目的とした利活用を行う場合には、地域の民宿などと連携しながら実施していくこと。

②校外学習を促進する利活用

高校や大学など教育活動における校外学習や部活動の活動場所として利用できる利活用であること。

③地域の文化体験ができる利活用

寄地域のお祭りなど文化的な体験ができたり、寄地域の歴史や文化を学べる環境がある、郷土料理作りを体験できるなど、寄の魅力を伝えることができる利活用であること。

(3) 周辺環境を損なわない利活用であること

①寄小学校の教育環境に配慮した利活用

併設している寄小学校の教育環境や子ども達の安全性に配慮した利活用であること。

②寄地域の生活環境に配慮した利活用

騒音や悪臭など、寄地域住民の生活環境の保全に十分配慮した利活用であること。

3. 期待される運営主体と運営方法

運営の担い手となる運営主体については、個人が運営主体となることが考えにくいことから、寄地域で組織化されている団体、若しくは一般事業者を想定して検討しました。

(1) 寄地域のことを把握している運営主体であること

寄地域の状況や、お祭りなどの行事、寄小学校の運営状況など、寄地域のことを理解し、かつ、寄地域の人と意思疎通を図ることができる人がいること。

運営の方法については、管理人を置く方法による場合は、管理人は寄地域の人であることが望ましく、指定管理者による管理となる場合には、寄地域の人がマネジメントやコーディネーター役として組織運営に携わることが望ましい。

(2) 全体を管理する事業者であること

一事業者が全体を管理し、個別の利用を希望する者を受け付け、取りまとめる運営方法であること。

(3) 持続性のある運営であること

継続した運営ができ、かつ長期的な利活用が図られる運営であること。

(4) 寄地域との情報共有を行っていくこと

事業運営にあたり、寄地域で組織されている団体などと協力し、また定期的に情報交換や意見交換などを行うこと。

4. 課題・懸念事項

利活用を行っていくにあたり、実施に向けた課題や懸念される事項について、以下のとおり取りまとめました。

(1) 持続可能な運営のための自主採算性

施設の維持管理を始め、運営に必要な人件費など、持続的な自主運営を実施していくには、安定した収入を確保していくことが必要である。

収入源の確保をするのは容易なことでないため、ある程度、試行期間を設けることで、運用の実現性や持続の可能性を模索することも一考である。

(2) 初期投資となる費用の確保

具体的な利活用の方法が決まった中で、設備投資が必要となる可能性がある。その際は、国・県の補助制度の活用を検討するなど、町行政と連携して、費用の確保にあたること。

(3) 駐車場の確保

利活用にあたり、多くの人が寄地域へ訪れることになると、駐車場が不足する状況が想定される。町有地などの空き地を駐車場として使用するなど、町行政や近隣住民に協力いただきながら、駐車場を確保していく必要がある。

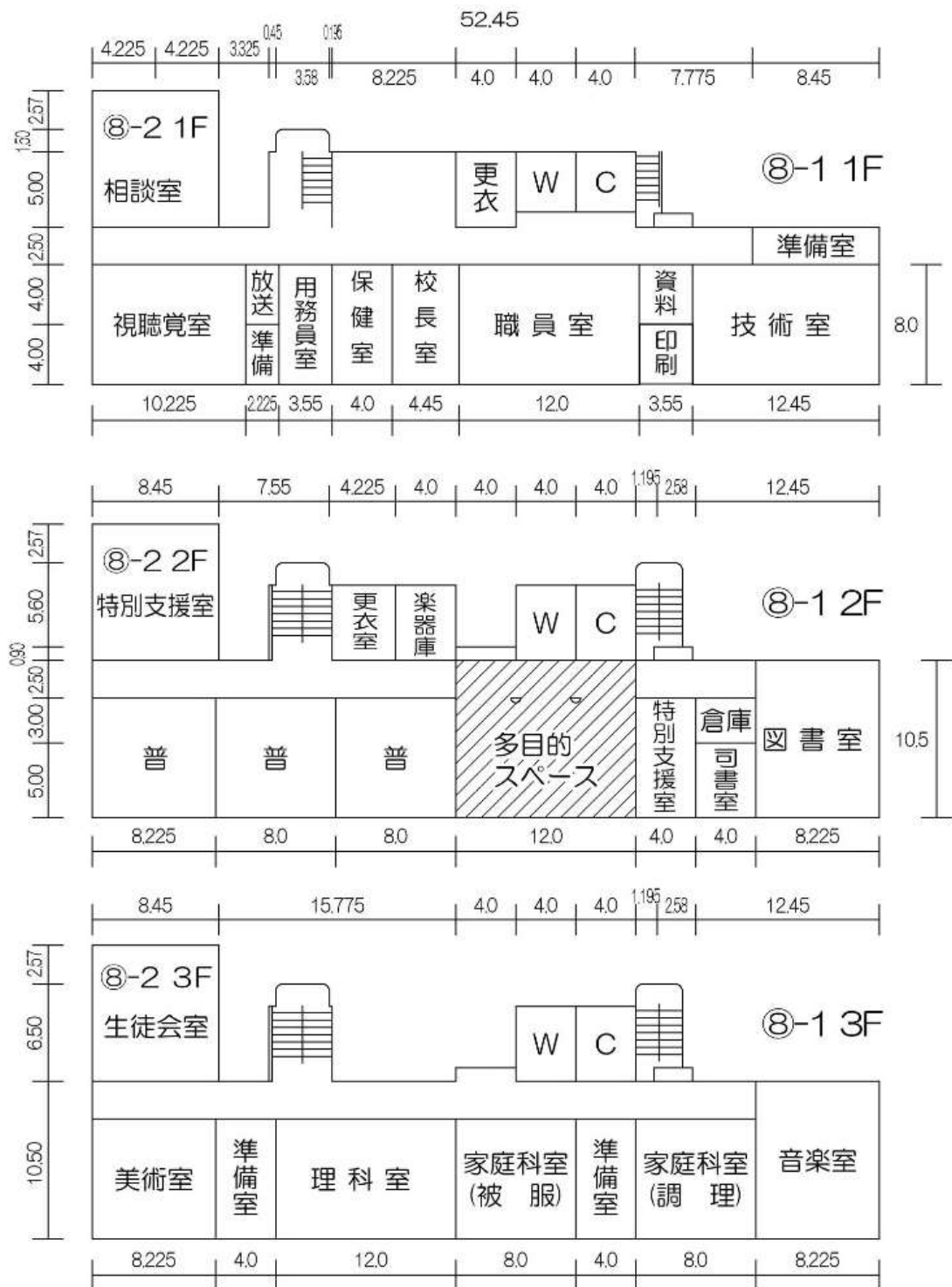
III. 資料

【資料 1】対象施設

1. 施設名称 旧寄中学校校舎
2. 所在地 神奈川県足柄上郡松田町寄2549番地



【資料 2】校舎平面図



【資料 3】施設の概要

名称	旧寄中学校																																								
所在地	足柄上郡松田町寄 2549 番地																																								
アクセス	車 東名高速道路大井松田 I C → 国道 246 号線 → 県道 710 号 (大井松田 I C より約約 20 分) 電車・バス 小田急小田原線新松田駅 または J R 御殿場線松田駅下車 → 富士急湘南バス「寄」行き → 支所前下車 徒歩 1 分																																								
施設概要	<table><tr><th>区分</th><th>建築年月</th><th>構造</th><th>面積 (㎡)</th><th>階</th><th>備考</th></tr><tr><td>校舎</td><td>昭和61年3月</td><td>RC</td><td>1,963</td><td>3階</td><td></td></tr><tr><td>校舎増築部</td><td>平成7年11月</td><td>RC</td><td>230</td><td>3階</td><td>平面図8-②の部分</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>2,193</td><td></td><td></td></tr></table>										区分	建築年月	構造	面積 (㎡)	階	備考	校舎	昭和61年3月	RC	1,963	3階		校舎増築部	平成7年11月	RC	230	3階	平面図8-②の部分	合計			2,193									
区分	建築年月	構造	面積 (㎡)	階	備考																																				
校舎	昭和61年3月	RC	1,963	3階																																					
校舎増築部	平成7年11月	RC	230	3階	平面図8-②の部分																																				
合計			2,193																																						
保有教室数	<table><tr><td rowspan="2">普通 教室</td><td colspan="9">特別教室</td><td rowspan="2">合計</td></tr><tr><td>理科</td><td>音楽</td><td>美術</td><td>技術</td><td>家庭</td><td>視聴覚</td><td>図書</td><td>特別</td><td>相談</td></tr><tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>14</td></tr></table>										普通 教室	特別教室									合計	理科	音楽	美術	技術	家庭	視聴覚	図書	特別	相談	3	1	1	1	1	2	1	1	2	1	14
普通 教室	特別教室									合計																															
	理科	音楽	美術	技術	家庭	視聴覚	図書	特別	相談																																
3	1	1	1	1	2	1	1	2	1	14																															
用途地域	都市計画区域外																																								
避難所指定	隣接する寄小学校屋内運動場（体育館）																																								
広域避難場所	隣接する寄小学校運動場																																								
設備状況及び 閉校後の維持 管理状況	①電気 継続中（高圧受電設備あり） ②水道 休止中（受水槽高架水槽の清掃休止中） ③ガス 休止中 ④排水処理 継続中（65 人槽の合併処理浄化槽） ⑤機械警備 継続中 ⑥自家用電気工作物点検 継続中 ⑦消防設備点検 継続中 ⑧清掃 継続中（年 1 回） ⑨テレビ 休止中 ⑩インターネット 休止中																																								

【資料４】旧寄中学校利活用検討委員会の検討経過

日付	内容
令和元年 11 月 29 日（金）	旧寄中学校利活用検討委員会（準備委員会） (1) 説明 ① 検討委員会について ② 旧寄中学校の利活用に向けて
令和元年 12 月 1 日（日） ～12 月 20 日（金）	旧寄中学校の利活用に関する提案募集を実施 ※ 町内全世帯を対象にアンケート票を配布
令和元年 12 月 15 日（土）	旧寄中学校見学会を実施 ※ 4 名の参加があった
令和元年 12 月 23 日（月）	第 1 回旧寄中学校利活用検討委員会 (1) 委嘱状交付 (2) 委員長・副委員長の選出 (3) 議題 ① 廃校施設の活用事例紹介及び意見交換
令和 2 年 1 月 18 日（土） ・ 19 日（日）	旧寄中学校見学会を実施（2 日間） ※ 合計 8 名の参加があった
令和 2 年 1 月 28 日（火）	第 2 回旧寄中学校利活用検討委員会 (1) 前回議事録について (2) 現地見学会実施結果等について (3) 議題 ① 旧寄中学校利活用へ向けた論点整理
令和 2 年 2 月 27 日（木）	第 3 回旧寄中学校利活用検討委員会

【資料5】旧寄中学校利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 松田町内の学校再編に伴い生じる用地及び施設等の有効かつ持続可能な活用方法を検討し、地域の自立並びに活性化を図るため、旧寄中学校利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校閉校後の用地及び施設等の利活用に関すること。
- (2) 前号のほか、利活用のために必要な事項に関すること。

(委員会の構成及び組織)

第3条 委員会は、行政、各種団体の代表者、学識経験者、公募町民で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 各種団体の代表者 各1名
 - ア 松田町立寄小学校
 - イ 松田町立寄小学校PTA
 - ウ 寄地区各自治会(但し、湯の沢地区を除く。)
 - エ 寄地区振興協議会
 - オ 寄地区振興協議会青壮年部
 - カ 寄自然休養村運営協議会
 - キ 町商工振興会
- (4) 学識を有する者 1名
- (5) 公募による者 2名

3 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進課定住少子化担当室において処理する。

(報償費等の額)

第7条 委員には会議参集に係る報償費を支払うことができる。報償費の額は別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、第2条に掲げる所掌事務の終了をもってその効力を失う。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会は、第5条第1項の規定に関わらず町長が招集するものとする。

【資料6】旧寄中学校利活用検討委員会 委員名簿

N o	委員長等	組織（役職）名
1	委員長	寄地区振興協議会 会長
2		萱沼自治会 会長
3		弥勒寺自治会 会長
4		中山自治会 会長
5		土佐原自治会 会長
6		宇津茂自治会 会長
7		大寺宮地自治会 会長
8		虫沢田代自治会 会長
9		寄自然休養村運営協議会 会長
10		寄地区振興協議会青壮年部 部長
11		松田町立寄小学校 校長
12		松田町立寄小学校P T A 会長
13		松田町商工振興会 会長
14	副委員長	東海大学教養学部人間環境学科 准教授
15		松田町副町長
16		松田町教育長